

## 浮島処理センター維持管理情報

令和4年11月

### 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	-
	2号炉	可燃性混合廃棄物	7,865.67
	3号炉	可燃性混合廃棄物	1,418.22

### 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和4年11月1日 ~ 令和4年11月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉内燃焼部	-	800°C以上
	2号炉	炉内燃焼部	934	
	3号炉	炉内燃焼部	928	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん器入口	-	おおむね 200°C以下
	2号炉	集じん器入口	179	
	3号炉	集じん器入口	180	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	誘引通風機出口	-	100ppm以下
	2号炉	誘引通風機出口	4.9	
	3号炉	誘引通風機出口	6.5	

### 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	-
	2号炉	-
	3号炉	-
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	-
	2号炉	-
	3号炉	-

### 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	-	-	
	2号炉	令和4年11月18日	令和4年12月7日	
	3号炉	-	-	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
硫酸化物濃度 (ppm) 【硫酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	集じん器出口	-	【7.58m <sup>3</sup> N/h】
	2号炉	集じん器出口	0.075	
	3号炉	集じん器出口	-	
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	-	0.04g/m <sup>3</sup> N
	2号炉	集じん器出口	0.0010未満	
	3号炉	集じん器出口	-	
塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	-	550mg/m <sup>3</sup> N
	2号炉	集じん器出口	15	
	3号炉	集じん器出口	-	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	集じん器出口	-	250ppm
	2号炉	集じん器出口	34	
	3号炉	集じん器出口	-	
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	-	-	
	2号炉	-	-	
	3号炉	-	-	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
	1号炉	集じん器出口	-	1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	2号炉	集じん器出口	-	
3号炉	集じん器出口	-		

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。